

令和8年度 沖縄県立はなさき支援学校高等部入学者選抜募集要項

1 方針

はなさき支援学校高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に従い、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は本校の教育を受けるに足る能力と適正、状態等を備えた者を選抜するために、沖縄県の実施要項に従い、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、はなさき支援学校長が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により、所定の出願書類、学力検査、及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、英語、理科、社会の5教科等について、一般入学志願者に対して行う。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者。

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）。

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者。

エ 11月末までにはなさき支援学校においての志願前相談を受けた者。

(2) 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

(3) 募集区域

沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く）に限る。）中城村

(4) 出願期間

ア 受付日時

令和8年2月2日（月） 9時～16時まで

令和8年2月3日（火） 9時～16時まで

※志願希望者は、11月末日までに志願する特別支援学校において志願前相談を受ける者とする。（志願変更及び第2次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

（取り下げについては、定員を超えている場合のみ可能である。）

○志願変更申出期間：令和8年2月6日（金） 9時～16時

2月9日（月） 9時～16時

○入学志願書取り下げ及び再出願：令和8年2月16日（月） 9時～16時

：令和8年2月17日（火） 9時～16時

イ 受付場所

沖縄県立はなさき支援学校（2F 視聴覚教室）

(5) 出願手続

ア 志願者は、次の出願書類を出身の学校長を通して、はなさき支援学校長へ提出するものとする。

- (ア) 入学志願書（第 1 号様式）
 - (イ) 住民票謄本（マイナンバー記載なし）
ただし、住民票は謄本は出願の日の前 3 ヶ月以内に発行されたものとする。
 - (ウ) 健康診断書（第 8 号様式）
ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の 1 月以降に発行されたものとする。
 - (エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所有している場合は両方の写し）。
※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は出願書類として認められない。
※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）
※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
 - (オ) 確約及び証明書（第 5 号様式）
ただし、次の a 又は b の者に限る。
a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により、同規則別表第 2 に掲げる地域から出願する者
b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
 - (カ) 写真票（第 15 号様式）
出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5 cm×横 3.5 cm 程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- イ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類をはなさき特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 入学志願書（第 1 号様式）
 - (イ) 調査書（第 2 号様式または第 2 号— 2 様式）
※原則として第 2 号様式を使用し、特に必要な場合に限って第 2 号— 2 様式を使用する。
※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第 2 号様式を作成する。
※はなさき支援学校中学部から出願するものについては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を調査書に替える。
 - (ウ) 入学志願者名簿（第 3 号様式）
 - (エ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし）
前記 2 の (4) のイの (イ) で提出のあった者に限る。）
 - (オ) 健康診断書（第 8 号様式）
 - (カ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。
※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。
※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）
※各専門医の診断書は障害の程度が証明可能なものとする。
 - (キ) 確約及び証明書（第 5 号様式）
前記 2 の (4) のイの (オ) で提出のあった者に限る。
 - (ク) 写真票（第 15 号様式）
 - (カ) 学力検査等に際して配慮等が必要な場合は、学力検査等に際しての配慮願い書（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて提出することができる。
- ウ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。
- (ア) 県外からの入学志願のための許可願（第 4 号様式）を募集年度の 1 月 20 日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
 - (イ) 前記 (ア) の許可願と上記の入学志願書（第 1 号様式）のほか、はなさき支援学校長が必要と認める書類をはなさき支援学校長に提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) はなさき支援学校に入学願書を提出したものについての志願変更については、入学志願締め切りの結果、志願者が定員を超えた場合に、出身中学校長等及びはなさき支援学校長が適当と認められた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、令和8年2月6日(金)・2月9日(月)に出身中学校長等に提出すること。

ウ 出身中学校長等は、前記アの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

エ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2一般入学」の「(5)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

オ 上記ウ及びエの志願変更取り下げ及び再提出期間については次の通りとする。

令和8年2月16日(月) 9時～16時まで

令和8年2月17日(火) 9時～16時まで

(7) 選抜の方法

ア はなさき支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして選抜を行う。

ウ 面接は、志願者全員についてはなさき支援学校長の定めるところにより実施する。

(8) 学力検査等

ア 学力検査場所

はなさき支援学校

イ 学力検査の日程

	第1日目 3月4日(水)9時10分受付	第2日目 3月5日(木)9時30分
第1時限 10:00～10:50	国語	社会
第2時限 11:15～12:05	理科	数学
12:05～13:00	昼食 (55分)	
第3時限 13:15～14:05	英語	面接

ウ 検査時間及び配点

県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

エ 検査内容

(ア) 学力検査等(国理英数社)

(イ) 面接(保護者同伴) ※必要に応じて養護教諭との面談も行う。

オ 入学検査時の注意

(ア) 受検者は名札を着用すること。

(イ) 受検者は、検査時間中、次のものを携行することができる。

- ・筆記用具（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・消しゴム
- ・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可）

(ウ) 他に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

(エ) 制服着用（防寒対策用の学校指定ジャージの持参、着用も可）、上履き持参。

(オ) 緊急時の対応等に備え、保護者は連絡を取れるようにしておくこと。

(9) 合格発表及び通知

ア 令和8年3月17日（火）午前9時にはなさき支援学校において発表（掲示）する。

同時にホームページにも掲載する。また、結果については出身中学校長等へ通知する。

イ はなさき支援学校長は、合格者に対し、その者入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

(10) 入学手続き

ア 入学手続きに関する書類は令和8年3月17日（火）9時～16時の間に受け取りとする。

※原則、保護者受け取りであるが、対応できない場合は出身中学校側で対応すること。郵送はしない。

イ 合格者は、令和8年3月17日（水）16時までに入学手続きを行い完了すること。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、募集定員の範囲内で第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、沖縄県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または沖縄県立高等支援学校等において学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

ア 受付日時

令和8年3月18日（水） 9時～16時まで

令和8年3月19日（木） 9時～16時まで

※入学志願書取り下げ及び再出願受付期間：令和8年3月23日（月） 9時～16時まで

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校が特別の事情があると認められた場合はその限りではない。

イ 受付及び受検場所

沖縄県立はなさき支援学校 （2F 視聴覚室）

(3) 出願手続

ア 志願者は、2校を併願することができる。

※出願は志願前相談を受けた者に限る。

イ 志願者は次の出願書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

(ア) 第2次募集入学志願書（第9号様式）

(イ) 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合はそちらの写しも）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は出願書類として認められない

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

ウ 出身学校長等は、志願者に係る次の書類をはなさき特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(7) 第2次募集入学志願書（第9号様式）

(イ) 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

(ウ) 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

(エ) 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合はそちらの写しも）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は出願書類として認められない

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

エ はなさき支援学校長は、志願者が学力検査を受検した県立高校学校長あるいは県立高等支援学校等に次の書類の写しの提供を求める。

(7) 学力検査成績証明書（第14号様式）

(イ) 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

(ウ) 写真票（第15号様式）

※一般入試で高等学校を受検した場合は、高等学校の様式をそのまま使用してもよい。

オ エの出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者に係る前記エの書類の写しを当該志願者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

ア 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

イ 出身中学校長等は、所定の期間内にはなさき支援学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

ウ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式、第2号—2様式）、面接等の結果を資料として行う。

(6) 入学検査について

ア 期日及び日程（視聴覚室にて受付）

令和8年3月25日（水）13時00分～13時30分受付 13時30分開始

イ 検査内容

面接（保護者同伴） ※必要に応じて養護教諭との面談も行う。

ウ 検査会場

沖縄県立はなさき支援学校

エ 検査時の注意

(7) 当日は、名札（各中学校で準備）を持参する。

(イ) 保護者同伴とする。

(7) 合格発表

合格発表は、令和8年3月27日（金）午前9時にはなさき支援学校で行う。同時にホームページにも掲載する。また、結果については選抜結果の通知書（県様式）を用いて中学校へ通知する。

※なお、合格発表日に入学手続きに関する書類を配布する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 申し出等の日程及び手続

- ア 申し出期間は、**令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）の2日間**とする。
- イ 受付時間は、**令和8年3月4日（水）午前9時から午後4時、令和8年3月5日（木）午前9時から正午まで**とする。
- ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第1号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、はなさき支援学校へ提出すること。

時限	月日
第1時限 9:00～9:50	令和8年3月9日(月) 国 語
第2時限 10:05～10:55	理 科
第3時限 11:10～12:00	英 語
12:00～12:45	昼 食（45分）
第4時限 13:00～13:50	社 会
第5時限 14:05～14:55	数 学

8 その他

- (1) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までにはなさき支援学校長に提出する。
- (2) はなさき支援学校長は、出身中学校長等が提出した調査書に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求める。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。
- (3) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、**自己申告書(第13号様式)**を、中学校長等を経て提出することができる。記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入し厳封してもよい。
- (4) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (5) 新入生オリエンテーション
期 日 令和8年3月27日(金) 10時～ 場 所 プレイルーム
- (6) 募集要項についての問い合わせ
沖縄県立はなさき支援学校
所在地 〒901-2304 北中城村字屋宜原 415 番地
TEL (098)989-0192 FAX (098)989-0193
入試担当：赤嶺・仲松